

事務連絡  
平成23年6月27日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉担当課 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課地域移行・障害児支援室

### 平成23年度「障害者虐待防止対策支援事業」の国庫補助に係る追加協議について

平素より、障害者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
平成23年6月17日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成24年10月の法の円滑な施行に向けて、障害者虐待防止のための体制整備を図っていくことが喫緊の課題となっております。

本法律においては、障害者の虐待の防止に係る国や自治体の責務が定められるとともに、市町村及び都道府県の部局又は施設が、障害者虐待の通報窓口や相談等を行う市町村障害者虐待防止センター、都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすこととされたところです。

つきましては、標記事業について追加協議を行うこととしましたので、各都道府県におかれましては、法の円滑な施行に向けて、今年度から研修などの事業の実施に確実に取り組まれますよう、改めてご検討をお願いします。

また、管内市町村に本依頼をお伝えいただくとともに、管内市町村における関係機関との連携強化や相談体制の強化などの障害者虐待防止のための体制整備の推進に、必要な支援をお願いいたします。

### 記

#### 1 提出資料（国庫補助協議関係資料）

- (1) 総括表（都道府県用、指定都市・中核市用、指定都市・中核市以外の市町村用）
- (2) 事業計画書（様式1及び様式2-1から2-4まで）※ 事業の実施主体ごとに作成
- (3) 添付資料

※ 都道府県におかれましては、管内市町村分（指定都市・中核市を除く）の協議資料をとりまとめて提出願います。

#### 2 提出期限

平成23年7月29日（金）〆切り

※ 追加協議を行わない場合は、その旨必ず連絡願います。

#### 3 提出方法 電子メール（下記提出先のメールアドレス宛てにご提出願います。）

（参考）平成22年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修資料（国研修）アドレス  
<http://www.jacsw.or.jp/contents/jyosei/files/hokokusho/gyakutai/index.html>

#### 【提出先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
地域移行・障害児支援室 相談支援係 栗原、内藤  
TEL：03-5253-1111（内線：3149）  
E-mail：naitou-shuuhei@mhlw.go.jp

## 平成23年度「障害者虐待防止対策支援事業」の国庫補助に係る追加協議について

## 1 事業の目的

障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的とする。

## 2 本事業の実施主体

- (1) 下記4の(1)、(2)並びに(4)①及び②の事業  
都道府県又は市町村（特別区を含む。以下、同じ。）  
※ 事業の全部又は一部を社会福祉法人又はNPO法人等に委託可
- (2) 下記4の(3)及び(4)③の事業  
都道府県  
※ 事業の全部又は一部を社会福祉法人又はNPO法人等に委託可

## 3 補助方式 直接補助 ※市町村の場合も直接補助になります。

## 4 対象事業

「障害者虐待防止対策支援事業の実施について」（平成22年5月17日障発0517第5号）の別紙の「障害者虐待防止対策支援事業実施要綱」に掲げる以下の事業とする。

- (1) 連携協力体制整備事業
- (2) 家庭訪問等個別支援事業
  - ①家庭訪問、②相談窓口の強化、③一時保護のための居室の確保等、④カウンセリング
  - ⑤その他地域の実情に応じて行う事業
- (3) 障害者虐待防止・権利擁護研修事業
  - ①障害福祉サービス事業所等従事者研修、②障害福祉サービス事業所等管理者研修、③相談窓口職員研修
- (4) 専門性強化事業
  - ① 医学的専門性の強化、②法的専門性の強化、③有識者との連携による事例分析等

※ 既存事業の単なる財源振り替えは対象外とする。

※ 障害者虐待防止以外の事業と一体的に事業を行う場合は、障害者虐待防止に係る経費を明確に区分して協議すること。

※ 昨年度同様、以下のとおり、柔軟に事業に取り組めることとする。

- ・ (2) から (4) の事業実施に当たっては、(1) の体制整備を行うこととしているが、新たに体制を整備する場合に限るものではなく、既存の自立支援協議会において障害者虐待の問題を協議する体制が確保されている場合を含む。(ただし、自立支援協議会による(1)の体制整備費用は、自立支援協議会が交付税措置の対象となっているため、補助対象外)

- ・ (3)の研修事業については、基本的には3コース全てを国が行う研修の内容・時間に準じて実施することが望ましいが、一部のコースのみの実施や短期間での実施等であっても、補助対象とする。
- ・ 23年度中に都道府県研修を実施するために、障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修(国研修)に参加する場合については、(3)の研修事業に係る経費として、参加者の旅費及び宿泊費を国庫補助対象とする。

## 5 補助基準額及び補助率

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 都道府県           | 800万円以内(定額) |
| (2) 指定都市・中核市       | 600万円以内(定額) |
| (3) 指定都市・中核市以外の市町村 | 400万円以内(定額) |

※ 対象経費の実支出額が補助基準額の2倍を超える場合であって、対象地域の範囲や人口、実施する事業内容等から上記基準額によることが困難なやむを得ない理由があると認めるときは、予算の範囲内で個別協議に応じるので、個別協議を希望する旨協議時に示し、その理由書を提出すること。

## 6 内示予定時期

内示は、本年8月中を目途に行う予定である。